

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）予算額 1,005,273 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,299,709	1,434,351	0	45,349	103,086	716,923
	高齢者福祉事業	202,266	1,660	0	11,928	23,719	164,959
	児童福祉事業	5,502,002	2,147,819	0	337,180	379,275	2,637,728
	母子福祉事業	48,188	22,838	0	2,310	2,896	20,144
	生活保護扶助事業	1,222,455	910,793	0	6,038	38,421	267,203
	その他	106,771	9,564	0	12,709	10,623	73,875
	小計	9,381,391	4,527,025	0	415,514	558,020	3,880,832
社会保険	国民健康保険事業	746,000	248,677	0	0	62,520	434,803
	介護保険事業	1,075,317	696	0	0	135,093	939,528
	後期高齢者医療事業	1,342,300	255,943	0	0	136,569	949,788
	小計	3,163,617	505,316	0	0	334,182	2,324,119
保健衛生	高齢者医療事業	221,218	84,059	0	30,000	13,471	93,688
	疾病予防事業	365,459	10,858	0	33,886	40,318	280,397
	健康増進事業	580,468	30,170	0	234,107	39,749	276,442
	母子保健事業	182,533	57,039	0	0	15,776	109,718
	診療所運営事業	62,086	0	0	32,201	3,757	26,128
	小計	1,411,764	182,126	0	330,194	113,071	786,373
合計	13,956,772	5,214,467	0	745,708	1,005,273	6,991,324	

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。